建 築 設 計 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

Ⅰ　業 務 概 要

１．業 務 名 称：(仮称) 九戸歯科診療所新築工事設計・監理業務

２．計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

（１）施 設 名 称：(仮称) 九戸歯科診療所

（２）敷地の場所：九戸郡九戸村大字伊保内７-49-１

（３）施 設 用 途：歯科診療所　令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号　第１類とする。

３．適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項について適用する。

４．設計与条件

（１）敷地の条件

① 敷地の面積：伊保内地区　992.00 ㎡

② 用途地域及び地区の指定：無指定

（２）施設の条件

① 施設の延べ面積：85 ㎡程度、平屋

② 主要構造：木造

③ その他：診療所の用途を考慮し、外構工事も含め、周りとの調和も検討すること。

（３）建設の条件

① 予定工事費：１棟　未定

② 設計工期：令和９年３月 18 日(予定)

（４）設計与条件

設計与条件については、次のとおりとする。

・歯科診療所１棟の新築に係る設計（基本設計、詳細設計）を行うこと。

・歯科診療所の設備としては、レントゲン室１室、診療ユニット３台を想定しており、各診療ユニット周辺に手洗い等に使用できる水栓機器を備えること。その他、最低限必要な設備を備えるよう設計すること。

・歯科診療所建設用地に係る外構工事や駐車場の設計等、診療所建屋や設備以外にも最低限必要な設計も行うこと。

・歯科診療所に水道接続、公共下水道接続も含めて設計すること。

Ⅱ　業 務 仕 様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

１．設計業務の内容及び範囲

（１）一般業務の範囲

① 基本設計

ⅰ 建築（総合）基本設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）
ⅱ 建築（構造）基本設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）
ⅲ 建築（設備）基本設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）

② 実施設計
ⅰ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）
ⅱ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）
ⅲ 建築（設備）実施設計に関する標準業務（一部受注者が行わない業務を除く）

（２）追加業務の内容及び範囲

① 積算業務
・積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成
② 計画通知又は確認申請に関する手続業務（手数料の納付を含む）
③ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務

（３）その他

① 上水道接続、下水道接続を含む。
② 地質調査（サウンディング試験：４箇所）を含む。
③ 宅地内外構、外灯の設計積算を含む
④ 当該工事発注後の（１）②、（２）及び（３）③に係る変更業務を含む。

２．業務の実施

（１）一般事項

受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が村で定める整備基準及び（２）適用基準等の技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

① 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
② 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
③ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

（２）適用基準等

本業務については、以下に掲げる技術基準等を適用する。

① 共　通　　（　番　　号　　等　）
・官庁施設の基本的性能基準　　（　　）
・官庁施設の総合耐震計画基準　　（　　）
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準　　（　　）
・公共建築工事積算基準　　（　　）
・公共建築工事共通費積算基準　　（　　）
・公共建築工事標準単価積算基準　　（　　）
・公共建築工事積算基準等資料　　（　　）
・建築物解体工事共通仕様書　　（　　）
・建築工事における建設副産物管理マニュアル　　（　　）
・まちづくりユニバーサルデザイン ガイドライン　　（　　）
・いわて公共建築環境配慮指針　　（　　）

② 建　築
・建築工事設計図書作成基準　　（　　）
・敷地調査共通仕様書　　（　　）
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　　（　　）

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（　　）
・木造建築工事標準仕様書　（　　）
・建築設計基準　（　　）
・建築構造設計基準　（　　）
・建築工事標準詳細図　（　　）
・擁壁設計標準図　（　　）
・構内舗装・排水設計基準　（　　）
・表示・標識標準　（　　）
・建築工事監理指針　（　　）

③ 建築積算

・公共建築数量積算基準　（　　）
・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）　（　　）
・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）　（　　）

④ 設　　備

・建築設備計画基準　（　　）
・建築設備設計基準　（　　）
・建築設備工事設計図書作成基準　（　　）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　　）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（　　）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　　）
・排水再利用・雨水利用システム計画基準　（　　）
・建築設備耐震設計・施工指針　（　　）
・建築設備設計計算書作成の手引　（　　）
・電気設備工事監理指針　（　　）
・機械設備工事監理指針　（　　）

⑤ 設備積算

・公共建築設備数量積算基準　（　　）
・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）　（　　）
・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）　（　　）

（３）管理技術者の資格要件

建築士法に基づく一級建築士又は二級建築士とする。

（４）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

① 業務着手時
② 業務計画書に定める時期
③ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

（５）貸与品等

① 既存資料

・既存敷地資料

② 資料の貸与及び返却

ⅰ 貸与場所：九戸村保健福祉課　　貸与時期：契約締結後
ⅱ 返却場所：九戸村保健福祉課　　返却時期：業務完了時又は別に指定する日

（６）引渡し前における成果物の使用（提出）

① 使用部分

・実施設計成果図書及び積算業務に係る書類

② 当該使用部分の使用時期（提出時期）

・令和８年 12 月または甲乙協議のうえ決定

３．成果物

作成すべき成果図書は、建築については原則として次に掲げるものとする。なお、次に掲げる場合によりがたい場合及び建築以外については甲の指示によるものとする。また、設計図書の規格及び縮尺等については、甲が指示するものとする。

（１） 基本設計

成果図書	縮尺	図面の規格	適用
(1) 建築（総合） ① 仕様概要書 ② 仕上概要表 ③ 配置図 ④ 平面図（各階） ⑤ 断面図 ⑥ 立面図 ⑦ 工事費概算書			
(2) 建築（構造） ① 仕様概要書 ② 工事費概算書			
(3) 建築（設備） ① 仕様概要書 ② 設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③ 工事費概算書			
(4) 資料 ① 各種技術資料 ② 構造計算データ（必要に応じ） ③ 各記録書			

（注）① 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

② (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

（２） 実施設計

成果図書	縮尺	図面の規格	適用
(1) 建築（総合） ① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表 ⑤ 敷地案内図			

⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事費概算書 ⑮ その他確認申請に必要な図書			
(2) 建築（構造） ① 仕様書 ② 基礎伏図 ③ 床伏図 ④ はり伏図 ⑤ 小屋伏図 ⑥ 軸組図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書			
(3) 建築（設備） ① 仕様書 ② 設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③ 工事費概算書 ④ その他確認申請に必要な図書			
(4) 建築積算 ① 建築工事積算数量算出書 ② 建築工事積算数量調書 ③ 見積書等関係資料 ④ 設計内訳書 ⑤ 営繕工事積算チェックリスト ⑥ いわて公共建築環境配慮チェックシート			
(5) その他 ① 設計説明書 ② 概略工事工程表			
(6) 資料 ① 各種技術資料 ② 構造計算データ（必要に応じ） ③ 各記録書			

（注）① 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
② 計画通知又は確認申請に関する図書は随時作成すること。
③ 設計図は、適宜、追加してもよい。
④ 当該工事発注後の変更図書作成を含む。

４．成果図書の提出方法及び部数

成果図書は、次の各号により提出するものとする。

（１）データにより納品するもの

① 表―１の②及び④に掲げる図書

② 表―１の⑨に掲げる図書（オリジナルフォルダに「営繕積算システムRIBC」のデータを格納すること。）

（２）紙面で納品するもの

① 表―１の①に掲げる図書及び資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

② 表―１の⑤及び⑥に掲げる図書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部

③ 表―１の⑦に掲げる図書（縮小二つ折りＡ４版製本）・・・・・・・１部

④ 表―１の⑦に掲げる図書（二つ折りＡ２～３版程度製本）・・・・・１部

⑤ 表―１の⑧に掲げる図書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑥ 表―１の⑩に掲げる図書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２部

（３）電子媒体で納品するもの（「岩手県電子納品ガイドライン」によらないもの）

表―１の⑤、⑥及び⑦に掲げるＣＡＤデータ(JWW 形式で納品すること。）・・１部

上記以外で納品できるもの・・１部

表―１

①	基本設計に関する説明資料（設計概要、設計方針、工事費概算書等）
②	工事に関する設計計算書・構造計算書・概要書等
③	
④	数量積算書（材料及び労務）
⑤	仕様書（特記仕様書を含む）
⑥	成果図書のうち、工事発注にかかるもの
⑦	完成図（維持管理用）
⑧	現場説明書（必要とする場合）
⑨	工事内訳明細書（原則として「営繕積算システム RIBC」による金額入れ）
⑩	その他甲が必要と認める図書

５．成果物の取扱い

提出された成果図書については、当該工事に係る施工、管理及び施工図、完成図の作成に使用し、対象施設完成後は維持管理に使用するものとする。